

平成18年度薬価制度改革前後における加算率の変化

	成分数	加算成分数	加算率	平均
制度改革前 (H16.6 ~ H17.12)	37	13 (35.1%)	A = 5 (11成分) A = 7.5 (2成分)	A = 5.4
制度改革後 (H18.4 ~ H18.9)	28	7 (25.0%)	A = 5 (1成分) A = 10 (1成分) A = 15 (2成分) A = 20 (2成分) A = 25 (1成分)	A = 15.7 A = 14.2 (有用性加算 (Ⅱ)に限った場合)

注1)「成分数」は、薬価収載された新医薬品の成分数(同一成分でも投与形態(内用、注射、外用)が異なる場合は、別成分として取り扱っている。)

注2)「加算成分数」は、画期性加算、有用性加算(Ⅰ)又は有用性加算(Ⅱ)が適用された新医薬品の成分数(なお、上記の表の期間において画期性加算が適用されたものではなく、有用性加算(Ⅰ)が適用されたものはA=25の1成分のみである。)

(参考)

平成18年度薬価制度改革前後における加算要件及び加算率
《画期性加算、有用性加算（Ⅰ）及び有用性加算（Ⅱ）》

制度改革前	制度改革後
○画期性加算（40～100%） 次の要件を全て満たす新規収載品 イ 臨床上有用な新規の作用機序を有すること。 ロ 類似薬に比して、高い有効性又は安全性を有することが、客観的に示されていること。 ハ 当該新規収載品により、当該新規収載品の対象となる疾病又は負傷の治療方法の改善が客観的に示されていること。	○画期性加算（50～100%） 次の要件を全て満たす新規収載品 イ 臨床上有用な新規の作用機序を有すること。 ロ 類似薬に比して、高い有効性又は安全性を有することが、客観的に示されていること。 ハ 当該新規収載品により、当該新規収載品の対象となる疾病又は負傷の治療方法の改善が客観的に示されていること。
○有用性加算（Ⅰ）（15～30%） 画期性加算の3つの要件のうちイ又はハのいずれか及びロを満たす新規収載品	○有用性加算（Ⅰ）（25～40%） 画期性加算の3つの要件のうち2つの要件を満たす新規収載品
○有用性加算（Ⅱ）（5～10%） 次のいずれかの要件を満たす新規収載品 イ 類似薬に比して、高い有効性又は安全性を有することが、客観的に示されていること。 ロ 製剤における工夫により、類似薬に比して、高い医療上の有用性を有することが、客観的に示されていること。 ハ 当該新規収載品により、当該新規収載品の対象となる疾病又は負傷の治療方法の改善が客観的に示されていること。	○有用性加算（Ⅱ）（5～20%） 次のいずれかの要件を満たす新規収載品 イ 類似薬に比して、高い有効性又は安全性を有することが、客観的に示されていること。 ロ 製剤における工夫により、類似薬に比して、高い医療上の有用性を有することが、客観的に示されていること。 ハ 当該新規収載品により、当該新規収載品の対象となる疾病又は負傷の治療方法の改善が客観的に示されていること。